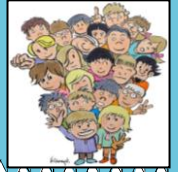


よりそいニュースレター

2011年6月10日 | 第3号



「よりそいネットおおさか」 2011年度(第3回)総会を開催 ～2部では「同心会」奨励賞受賞報告～

「よりそいネットおおさか」の取り組みを確認

「よりそいネットおおさか」(福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した人々の自立支援おおさかネットワーク)の2011年度(第3回)総会が、2011年6月7日、午後1時30分から大阪市「弁天町市民学習センター」で開催しました。加盟団体等から約70名の参加をいただきました。

総会では、開会に先立ち梶本代表(大阪府社会福祉協議会会長)が挨拶。来賓挨拶に大阪府人権室 西川課長、大阪保護観察所から倉谷括括保護観察官から挨拶を頂きました。

議事では、昨年の総会以降の活動や2011年度の取り組み、課題等を確認いただくとともに、予算案、役員選出・承認をいただきました。



(総会には70名を超える方が参加(大阪市港))

「同心会」奨励賞の受賞報告

第2部としまして「よりそいネットおおさか」の事務局スタッフがまとめた論文『過渡期を迎える刑余者支援の課題と展望』が大阪市の社会福祉研究を奨励している「同心会 研究奨励賞」を受賞したことを踏まえ、内容についての一端を報告しました。

これまで矯正施設出所後、医療機関・自立支援センター・更生保護施設・居宅生活といったいくつかのケースの支援の内容を中心に、支援の中で発見した課題や今後の展望の考察を報告しました。

なお、論文の内容は、選考委員の方々からも高い評価を受け、この問題についての引き続きの啓発や研究、実践の必要性が求められました。

承認された 役員・事務局の方々

【役員】

代表	梶本 徳彦	(社福)大阪府社会福祉協議会(会長)
副代表	吉村 和生	(社福)大阪自彊館(理事長)
〃	奥村 健	(社福)みおつくし福祉会 更生施設大淀寮 ・自立支援センターおおよど(施設長)
〃	梶山 高志	(社)大阪ビルメンテナンス協会(会長)
〃	神尾 雅也	(財)大阪府人権協会(理事長)
会計	加藤 吉宏	更生保護施設和衷会(施設長)
会計監査	水内 俊雄	大阪市立大学・都市研究プラザ(教授)
〃	大橋 さゆり	弁護士(大阪ふたば法律事務所)

【アドバイザー】 浜井 浩一 龍谷大学法科大学院(教授)
辻川 圭乃 弁護士(辻川法律事務所)

【事務局】(社福)大阪府総合福祉協会/(財)大阪府人権協会

事務局長	北場 好信	(大阪府総合福祉協会)
事務局員	田岡 秀朋	(日本型 CAN 研究会)
〃	平川 隆啓	(大阪市立大学・特別研究員)
〃	益子 千枝	(大阪府総合福祉協会)
〃	上田 大造	(大阪府人権協会)

自立準備ホームの登録・活用を

続いて、2011（H23）年度から開始されている国の「緊急的住居確保・自立支援対策」で『自立準備ホーム』の取り組みを含め、大阪保護観察所から更生保護についてのお話をいただきました。

更生保護の役割をビデオを視聴しながらお話いただきました。また、『自立準備ホーム』は、NPO 法人等が管理する施設の空きベッド等を活用するなど、あらかじめ保護観察所に登録しておき、保護が必要なケースについて、保護観察所から事業者に対して宿泊場所、食事の提供、毎日の生活指導等を委託するものと



（自立準備ホームの説明をいただく大阪保護観察所の方々）

なっています。従来の更生保護施設と合わせ、積極的な登録と、活用を呼び掛けられました。

自立準備ホーム

◇あらかじめ保護観察所に登録されたNPO 法人、社会福祉法人などが、それぞれの長を生かして、自立を促します。

◇施設の形態はさまざまで、社会福祉施設のように集団生活をするところもあれば、一般的なアパートに居住する場合もあります。いずれの場合もホームの職員が毎日生活指導などを行います。

◇居室は共同又は個室です（施設や住居により異なります）。

更生保護施設・自立準備ホームとは

刑務所・少年院などを出所（院）した後、帰る家のない人が、自立できるまでの間、一時的に住むことのできる民間の施設です。

費用

- ❖ あなたが十分なお金を持っていない場合には、自立の準備ができるよう、宿泊費用は国が負担します。そのため、仕事で得た賃金の多くを自立資金に当てることができます。
- ❖ 食事に要する費用は、あなたの収入の状況に応じて、無料で支給する場合があります。

規則

- ❖ 施設の規則（門限、禁酒、掃除当番など）に従って生活し、仕事や貯金をして自立を目指してもらいます。職員の指導や助言を受けながら、自立に向けた準備を進めます。
- ❖ 規則を守れない人は入所できません。

生活指導など

- ❖ 自立に向けた日々の生活指導などのほか、全体集会やいろいろな講習が行われる施設もあります。例えば、飲酒による害や薬物を使用することによる害に関する教育や、社会適応のための訓練など、安定した社会生活を送る上で必要な知識や能力を身に付けてもらうものです。



「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した人々の自立支援おおさかネットワーク」
（事務局）（財）大阪府人権協会 電話 06-6581-8613 FAX 06-6581-8614

（社福）大阪府総合福祉協会 電話 06-6581-8673 FAX 06-6581-8675

※ 住所（両会とも）〒552-0001 大阪市港区波除 4-1-37 HRC(AIAI おおさか)ビル 8 階

※ 「大阪府地域生活定着支援センター」 電話 06-6581-8644